

**日進市市民参加及び市民自治活動条例
に規定する定期的な評価方法の
検討結果について**

**平成 26 年 1 月 31 日
日進市自治推進委員会**

1 はじめに

日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）では、「市民主体の自治」を推進するための柱となる「市民参加」と「市民自治活動の支援」のために必要なルールを定めることが規定されており、この規定に基づき「日進市市民参加及び市民自治活動条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成24年10月1日に施行しました。

条例第27条には、条例に基づく市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項を協議するとともに、定期的な評価を行うことが規定されているほか、日進市自治推進委員会条例第2条においても調査審議することが規定されています。このことから、日進市自治推進委員会では、平成25年7月に市長からの諮問を受け、評価方法の検討を行いました。

評価については、条例施行後初めてのことであり、かつ、限られた期間での検討となりましたが、各委員がそれぞれの経験に基づく意見を出し合い、慎重な審議が図られました。

2 評価方法についての検討

1 検討の方法

評価方法の検討については、市長からの諮問を受け、「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」の視点に分け、それぞれの実施状況、評価項目、課題等幅広い視点から慎重に検討を行いました。

2 検討の内容

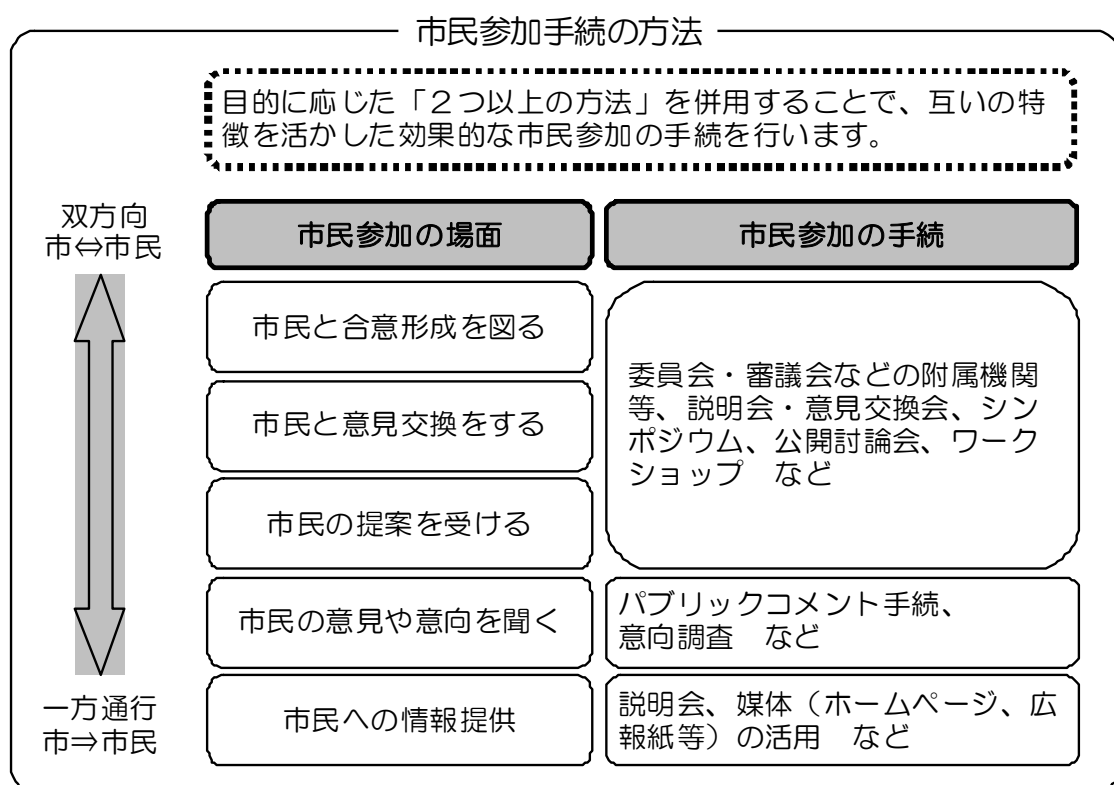
（1）市民参加の評価方法について

市民参加については、現時点では条例第7条に規定する「市民参加の手續の対象事項」に該当する事項の手續が、条例第8条に規定される2つ以上の方法により実施されているかの確認となります。

なお、確認方法については、条例第9条及び第7条第3項に規定する、「当該年度における市民参加の手續の実施予定及び前年度における市民参加の手續の実施状況、前年度において市民参加の手續を行わないこととした理由」の取りまとめを基に行うこととします。

ただし、数年後においては下図（市民参加手続の手法）のように、対象事項の性質や市民への影響、市民の関心度を考慮して、目的に応じた有効で最も効果的と思われる手続の組み合わせや質についても検証できるよう整理を進めていただく必要があります。

図：市民参加手続の方法



第2章 市民参加

第1節 通則

第7条 市民参加の手續の対象

第7条 市の執行機関は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加の手續を行わなければならない。

- (1) 日進市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃
- (3) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定又は変更

2 市の執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市民参加の手續を行わないことができる。

- (1) 緊急に行わなければならないもの
- (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (3) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの
- (4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するもの

3 市の執行機関は、前項の規定により市民参加の手續を行わないこととしたものについては、その理由を公表しなければならない。

4 市の執行機関は、対象事項以外のものについても、市民参加の手續を行うよう努めるものとする。

第8条 市民参加の手續の方法

第8条 市の執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手續を行うときは、市民参加の手續によって得られた意見を施策に反映できるよう、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、2以上の方法により行わなければならない。

- (1) 附属機関等の設置
- (2) ワークショップの開催
- (3) パブリックコメント手續の実施
- (4) 意向調査の実施
- (5) 説明会等の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が相当と認める方法

2 前項の規定にかかわらず、法令に基づき実施する対象事項で、当該法令に市民からの意見の聴取に関する手續が定められているものについては、当該法令に定められている市民からの意見の聴取に関する手續（以下「法定手續」という。）が1の方法の場合には、同項各号に掲げる方法のうち法定手續とは異なるものを1以上の方法により行わなければならない。

第9条 市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表

第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手續の実施予定及び前年度における市民参加の手續の実施状況を取りまとめて公表しなければならない。

(2) 市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価方法について

市民自治活動については、現時点では条例第21条に規定する「市の執行機関の施策」に規定される、市の執行機関が行うべき支援等についての評価としますが、評価指標を定めていただき、あわせて検討・評価していく必要があります。

ただし、今後は、テーマ型と地縁型のコミュニティなど対象に応じた支援等の整理のほか、市の執行機関の施策だけではなく、複数年かけて市民自治活動の状況把握を進めるとともに、市民が市民自治活動の状況を把握できる基礎となるような定量的な指標のほか、定性的な指標の設定に努めていただき、あわせて検討・評価していく必要があります。

定量的指標（案）の例

- ・市民自治活動登録団体数（にぎわい交流館）
- ・市の執行機関とコミュニティとの協働事業の実施件数
- ・区・自治会加入率
- ・地域活動への参加経験のある市民の割合（※1）
- ・ボランティア、NPO活動への参加経験のある市民の割合（※1） など

※1 市民意識調査（5年ごとに調査）

第2節 市の執行機関の施策

第21条 市の執行機関の施策

第21条 市の執行機関は、市民自治活動を支援し、コミュニティとの協働を推進するために、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 日進市が設置する活動拠点の管理運営に関すること。
- (2) 市民自治活動への助成に関すること。
- (3) 市民自治活動に関する情報の受発信に関すること。
- (4) コミュニティにおける交流の場づくりに関すること。
- (5) コミュニティ及び市職員の人材の育成等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民自治活動の支援及び協働の推進に必要なこと。

2 市の執行機関は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たり、必要に応じてコミュニティと連携を図るよう努めるものとする。

3 まとめ

条例第27条及び日進市自治推進委員会条例第2条の規定に基づき、日進市市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について、実施状況、評価項目、課題等幅広い視点から慎重に審議し、検討を行いました。

検討の結果、現時点においては、条例が施行されて間もないこともあることから、「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」の視点に分けて次のように評価を行うこととします。

まず、「市民参加」については、対象となる事項の手続が2つ以上の方法により実施されているかを確認します。

次に、「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」については、条例第21条に規定される、市の執行機関が行うべき支援等についての評価としますが、評価指標を定めていただき、あわせて検討・評価していきます。

ただし、数年後においては、「市民参加」については、その手続の組み合わせや質についても検証できるよう整理を進めていただき、「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」については、テーマ型と地縁型のコミュニティなど対象に応じた支援等の整理のほか、市民自治活動全体の把握を進めるとともに、定量的な指標と質的な指標の設定に努めていただき、あわせて検討・評価していく必要があります。

今後も、これらのことを踏まえながら、条例の推進に努めていただき、市民主体の自治の実現をめざしていただきたいと思います。